

〔別紙1〕 ※補助事業者の方に必要となる事務手続きがわかるよう、各補助金等に合わせて内容を書き換えてください。

クルーズ客船受入推進事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (補助事業実施の14日前まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則14日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 *※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。*

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から60日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先

輝く鳥取創造本部・観光戦略課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857 - 26 - 7638 kankou@pref.tottori.jp